

(記載要領)

- (1) 1 欄は、実際の健康被害を受けた被害者について記入のこと。
- (2) 2 欄は、健康被害相談内容のうち、主に、被害の原因として相談者が主張する家庭用品名、その使用期間、被害発生年月日及び被害の状況（部位、程度等）をそれぞれの欄に記入のこと、また、これ以外の相談（主張）内容（家庭用化学製品の場合は表示された使用上の注意事項等の遵守状況等）をその他の内容欄に記入のこと。家庭用品名は、製造または販売元名並びに商品名、製造記号等くわしく記入すること。
- (3) 3 欄の①は、相談を端緒として、これを処理する過程で原因究明のために試験検査を行つた場合は、その概要を記入すること。
②欄は、苦情相談等申し出者が受診した医療機関担当医または、専門家等の専門的見解を受けた場合は記入すること。
③欄は、結論として、原因家庭用品の確定、推定、不明の別を明らかにし、確定、推定した場合は、商品の名称及びメーカー名等を記入する。また、原因家庭用品中に含まれる原因化学物質についても、同様に記入すること。
- (4) 4 欄は、回収命令の発動、自主回収等事業者への行政指導、あるいは、被害者に対する対応等、関連して行つた各種措置について記入すること。